

寄附金控除の対象となる特定非営利活動法人（＝NPO法人）を条例で指定する

NPO法人の条例指定制度の

導入に対する意見募集について

昨年6月、NPO法人への寄附を促すための法改正が行われ、都道府県や市区町村の条例で指定されたNPO法人に寄附をすると、寄附した方の個人住民税が控除される制度（条例指定制度）が新設されました。この制度の導入は、都道府県・市区町村の判断に委ねられており、指定の基準や手続きも各自治体の条例等で定めることとなります。

現在、川崎市では、指定の基準や手続きを定める条例を本年6月議会に上程するための準備を進めています。条例制定後、7月から指定法人の募集を開始し、審査を経て、12月議会で指定する法人の名称等を条例に記載することにより、指定法人への平成24年1月からの寄附を市民税の寄附金控除の対象にしたいと考えております。

川崎市においてこの制度を導入するにあたり、ご意見を募集します。

意見募集期間

平成24年2月24日（金）～平成24年3月26日（月）（消印有効）

意見を提出できる方

市内在住、在勤、在学の方、又は市内で市民活動をしている方（個人・団体は問いません）

提出方法

ご意見とともに、お名前・住所・電話番号をご記入の上、郵送、ファックス、直接持参、ホームページからのフォームメールにより、提出してください。

※ 電話や来所による口頭でのご意見はお受けできませんので、ご了承ください。

※ フォームメール以外の書式は自由ですが、用紙の大きさはA4サイズでお願いいたします。

（参考として、当パンフレットの裏面に意見書用紙を用意しましたので、ご活用ください。）

ホームページアドレス

「パブリックコメント意見を募集している政策等」一覧ページ

<http://www.city.kawasaki.jp/pubcomment/list1.html>

「特定非営利活動法人（NPO法人）に関するページ」

<http://www.city.kawasaki.jp/25/25simin/home/npo/index.html>

意見提出先・問合せ先

川崎市 市民・こども局 市民生活部 市民協働推進課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話：044-200-3795 FAX：044-200-3912

「条例指定制度」とは？

条例指定制度は、個人住民税の寄附金控除の対象となるNPO法人を各自治体が条例により指定できる制度です。市又は県が指定した法人への寄附金に対しては寄附金控除が適用され、寄附金の6%が市民税から、4%が県民税からそれぞれ税額控除されます。

Q1 「条例指定」を受けるメリットは？

① 川崎市の条例指定を受けたNPO法人に寄附をした市民が申告をすると、寄附者の支払う「個人の市民税」が軽減されるため、市民からの寄附促進につながります。

(参考)「条例指定NPO法人」の税制優遇

条例指定を受けたNPO法人に寄附をすると、寄附金のうち2,000円を超える額について、10%（市民税6%＋県民税4%）が個人住民税から税額控除されます。例えば、1万円の寄附をした場合、寄附者が翌年3月15日までに住民税の申告をすれば、800円程度（1万円－適用下限額2,000円）×10%の税額控除が受けられ、支払う個人住民税が800円程度少なくなります。（※この場合、寄附した法人が寄附金控除の対象として、寄附者がお住まいの県と市の条例で指定されていることが必要です。）

② 「条例指定」と比べ、多様な税の優遇が受けられる「認定NPO法人」になるための要件の一つが免除されます。

認定NPO法人になるためには、現行制度上、いくつかの要件を満たす必要がありますが、条例指定を受けた自治体に事務所があるNPO法人については、これらの要件のうち、最も満たすのが難しいとされる要件が免除されます。この要件は「PST（パブリック・サポート・テスト）」と呼ばれ、法人が広く一般から支持されているかを測る指標です。

(参考)「認定NPO法人」の税制優遇

認定NPO法人に寄附をすると、寄附金のうち2,000円を超える額について、40%が所得税から、10%（市民税6%＋県民税4%）が個人住民税から税額控除されます。例えば、1万円の寄附をした場合、寄附者が翌年3月15日までに所得税の確定申告をすれば、4,000円程度（1万円－適用下限額2,000円）×50%の税額控除が受けられ、所得税が3,200円程度、個人住民税が800円程度少なくなります。（※この場合、寄附した法人が寄附金控除の対象として、寄附者がお住まいの県と市の条例で指定されていることが必要です。）

また、法人からの寄附や相続財産からの寄附等についても、税制上の優遇措置があります。

Q2 NPO法人が「条例指定」を受けるためには？

条例指定の基準や申請等の手続きは、条例指定制度を導入する自治体によって異なります。条例指定を受けるためには、各自治体が定める基準を満たし、申請を行い、議会の承認を得ることが必要となります。

Q3 川崎市における「条例指定」の基準は？

第三者委員会での検討や、市民意見交換会、パブリックコメント手続きなどを通じて、幅広いご意見を取り入れ、基準や手続きを決定します。

どのようなNPO法人を条例指定制度の対象とするかなど、条例指定制度を導入するための考え方については、昨年7月に、市民活動の推進に関する協議・検討を行う「川崎市市民活動推進委員会」小委員会を設置し、検討を行ってきました。

昨年11月には、「市民意見交換会」を開催し、検討状況を説明するとともに、市内で活動しているNPO法人関係者等との意見交換を行いました。

さらに、今回のパブリックコメント手続きを通じて寄せられるご意見を踏まえ、本市にふさわしい「条例指定制度」を導入します。

基本的な考え方

1 条例指定にあたっての基本的な考え方

(1) 対象とすべき法人の考え方

地域に根ざした活動を行うNPO法人を幅広く指定する

【考え方】

- ・川崎市は、市民と行政による豊かな市民社会の実現に向け、「参加と協働による市民自治のまちづくり」の推進を目的に、市民活動に対する様々な支援を行っています。
- ・条例指定制度の導入にあたっても、地域に根ざした活動を行うNPO法人を幅広く指定することにより市民活動を支援し、豊かな市民社会の実現を目指します。

(2) 制度設計にあたって留意すべき事項

- 市民同士の「相互支援」が進むような制度を構築すること
- 透明性や公平性の確保のため、条例や規則等で、可能な限り「指定基準」を明確化すること
- NPO法人の事務負担を軽減し、審査する行政側の事務も効率化すること
- 県民税と市民税を併せて10%の寄附金控除が受けられるよう、県と市が基本的な考え方を共有し、柔軟に対応できるような制度とすること

2 指定基準の基本的な考え方

(1) 条例指定にあたっての判断基準

法人の活動の公益性を判断する「公益要件」と
運営面での健全性を判断する「運営要件」の二つ

【考え方】

- ・条例指定で税が優遇されるため、指定法人には一定の「公益性」が求められます。
- ・市民からの寄附金を適正に活用できる「運営面での健全性」も必要です。
- ・条例指定にあたって、「公益要件」と「運営要件」の二つの判断基準を設けます。

(2) 認定要件との関係性

条例指定制度の基準は、「認定要件」を参考に検討する

【考え方】

- ・認定NPO法人になるための要件は、寄附金控除の対象となるNPO法人の判断基準として確立されており、条例指定の判断基準の検討にあたって、参考となる指標です。
- ・条例指定を受けると、市内に事務所がある法人は認定要件の一つであるPST要件が満たされます。条例指定の要件の一部を認定要件と共通化すれば、条例指定を受けた法人が認定を申請する際に新たに課される要件が減り、法人の負担が軽減されます。

(3)「公益要件」の考え方

認定の「P S T要件」を参考に、地域性を踏まえて設定する

【考え方】

- ・認定NPO法人制度では、公益性の判断基準としてP S T要件があり、「収入金額に占める寄附金等の割合が5分の1以上」又は、「3,000円以上の寄附者が年平均100人以上」ある法人がこの要件を満たします。
- ・地域に根ざした活動を行う多くのNPO法人にとって、これらの基準を満たすことは難しい上、条例指定を受けた法人の税優遇は認定NPO法人より少ないため、条例指定では、難易度をP S T要件より一定程度緩くします。
- ・条例指定を受けると、認定要件のうち、最も満たすのが難しいとされるP S T要件を満たすこととなるため、基準を安易に緩くすることなく、川崎市の地域性を踏まえた独自の視点で、基準を設定します。

(4)「運営要件」の考え方

認定の「P S T要件」以外の要件を基本に、
一部緩和して設定する

【考え方】

- ・条例指定を受ける法人は、事業活動の内容や財務状況等が適正であるとともに、寄附者や市民に対して十分な情報公開を行うことが求められます。
- ・認定NPO法人制度では、P S T要件以外の要件が、基本的に法人の運営状況を判断する要件となっているため、これらの要件の一部を準用します。

(5) 事務負担軽減のための特例措置

一定の事業規模以下の法人の事務負担を軽減するため、
「特例」を設ける

- ・年間平均収入額が800万円以下の法人に対し、運営要件を緩和する
- ・指定の有効期間を通常より短くする
- ・対象となる法人に対して一律に適用せず、法人が適用の可否を選択できる

【考え方】

- ・条例指定を経て認定取得を目指すような法人と目指さない法人に、一律の要件を課すことは、「幅広く指定」という趣旨にそぐわないと考えるため、一定の事業規模以下の法人に限って要件を緩和し、申請の事務負担を軽減する「特例」を設けます。
- ・特例により緩和する要件は、事業規模と公益性には相関関係がないため、法人の運営状況を判断する「運営要件」のみとします。
- ・特例の適用対象となる法人は、認定NPO法人制度の「小規模法人の特例」の基準である「実績判定期間における年間平均収入額が800万円以下」の法人とします。
- ・事業規模が小さいと、法人運営上の変動要素も大きいことが想定されるため、指定の有効期間を短くします。
- ・一律に適用するのではなく、法人が適用するか否かを選択できるようにします。

具体的な要件の考え方

1 公益要件（活動の公益性の判断基準）

（1）条例指定の対象となる法人

市内における公益的活動の実績が一定程度ある法人

【考え方】

- ・川崎市における公益性の有無を法人の「活動」に着目して判断し、市内での活動実績が一定程度あり、地域に根ざした活動を将来も継続して行う法人を対象とします。
- ・法令等には明確に違反しなくても、社会通念上、NPO法で禁じられた「特定の個人又は法人その他の団体の利益」につながると疑われる活動を行っている法人には十分な調査等を行い、NPO法の趣旨に反する相応の事実があれば指定の対象としません。

（2）公益要件の具体的な基準

- ①市内における公益的活動の実績（総合的に判断）
- ②地域における支持（数値基準で客観的に判断）

【考え方】

- ・「不特定かつ多数の市民の利益に資する一定の公益性のある活動をしている法人」であることを、一定程度の「市内における公益的活動の実績」の有無で判断します。
- ・活動実績だけでは、寄附金控除の対象としてふさわしい公益性を備えているか判断しにくいいため、別途、数値基準を設け、透明性や公平性を確保します。
- ・数値基準は、「地域における支持」を測る基準とします。法人の公益性を市民自らが判断するという考え方に立ち、一定の寄附金等を負担している川崎市民の数によって客観的に判断するものとします。

① 「市内における公益的活動の実績」

様々な活動を行うNPO法人の実績を一律の指標で判断せず、活動実績を客観的に証明できる任意の書類等により、総合的に判断します。

【提出書類の例】

- 事業報告書
- ホームページ、機関紙、パンフレット等、市内での活動実績が分かる資料

※ 提出書類は、県市の双方に申請する可能性を考慮し、基本的に県と共通のものとする。

【考え方】

- ・提出書類は、法人にとって「市内での活動実績を客観的に判断できる材料として最も適切な書類」とし、どのような書類を提出するかは、法人の任意とします。
- ・具体的には、ホームページ等の市内での活動実績が分かる資料、市内でのボランティアの実績を説明する資料、行政や企業等との事業実施に関する資料、市民活動団体に対する中間支援活動を行う法人については市民活動団体からの推薦書等が考えられますが、その全てを提出する必要はなく、この一部でも複数でも可とします。

② 「地域における支持」

地域における支持を「その法人の活動に賛同して、一定の金銭的な負担（支援）をしている川崎市民の数」という数値基準によって客観的に判断します。

その法人の活動に賛同して、			
一定の	金銭的な負担(支援)をしている	川崎市民	の数
合計で 3,000円 以上の	①寄附金 ②賛助会費 ③会費 を負担している	①市内在住者 ②市内在勤・在学者 ③市内で市民活動等 を行っている者	年平均 50人 以上
合計で 1,000円 以上の	①寄附金 ②賛助会費 ③会費 を負担している	①市内在住者 ②市内在勤・在学者 ③市内で市民活動等 を行っている者	年平均 100人 以上

※ 「3,000円以上が50人以上」又は「1,000円以上が100人以上」のいずれかを満たすこと

※ 人数の算定にあたっては、一人につき寄附金、会費（賛助会費を含み、利用会費は含まない）を合算した金額を基準とし、重複者及び同一生計者は一人として数える。役員及び団体は、算定対象に含めない。

【考え方】

○ 「一定の金銭的負担」の範囲

- ・「寄附金」や「賛助会費」だけでなく、正会員が負担する「会費」も、他に会員特典等の対価がなければ、法人の活動に参画していることに着目して算定対象とします。
- ・役員については、支持を受ける立場であるため、算定対象に含めないものとします。

○ 「川崎市民」の定義

- ・川崎市自治基本条例における「市民」と同様の考え方とします。
- ・「市内在住者（必ずしも住民登録は要しない）」に加え、市外在住の「市内在勤・在学者」、さらに「市内在勤・在学者」に準じる程度の地域への関与がある「市内で市民活動等を行っている者」も、地域社会の構成員として「市民」に含めます。

○ 基準とする金額と人数

- ・認定NPO法人制度のPST要件の一つである「3,000円以上の寄附者（正会員は除き、賛助会員を含む。）が年平均100人以上」という指標を参考に、本市で所管している法人に対して実施したアンケート調査の結果も踏まえて設定します。
- ・認定制度において法人の活動を支持していると判断する金額を「3,000円以上」としていることを考慮し、金額を「3,000円以上」としたうえで、対象を川崎市民に限定しているため人数を「50人以上」に緩和します。
- ・金額よりも多くの市民の支持に重点を置いた基準として、人数を認定制度の「100人以上」のままとし、金額を「1,000円以上」に緩和した基準も設け、法人の実態に即して、いずれかを満たせばよいこととします。
- ・現時点で基準を満たしていなくても、この基準を目標に寄附を集めることを通じて、市民同士の相互支援が促進され、市民活動が活性化されることが期待できます。

2 運営要件（運営面での健全性の判断基準）

運営要件の具体的な基準は、認定NPO法人制度の「PST要件」以外の要件の中から、条例指定する法人にとって必要と考えられる要件を選択して設定します。

- ①運営組織及び経理が適切、②事業活動の内容が適正、
 ③情報公開が適切、④所轄庁への書類が提出済、⑤不正行為等がない、
 ⑥設立後1年を超える期間を経過 ※ 詳細は、「最終取りまとめ」の資料2をご覧ください。

制度の運用など

1 神奈川県との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県と市の整合性や法人の事務負担軽減等を考慮し、柔軟に運用 ・ 県の条例指定後に申請する場合は、共通する「運営要件」の審査を省略。「公益要件」についても簡略化や要件の緩和等を検討 ・ 書式や関係書類の共通化等について、県と調整 																																																		
2 審査	<p>⇒ 申請 … 提出書類の形式的な確認（行政）</p> <p>⇒ 予備審査 … 「運営要件」の審査（行政）</p> <p>⇒ 本審査 … 「公益要件」の審査（第三者委員会）</p> <p>※運営要件について、予備審査で判断が困難な事項があれば、その審査も含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 書類審査が基本。必要に応じ、ヒアリング等（実地調査含む）実施 ・ 予備審査前に、一定期間の縦覧を実施 ・ 本審査を行う審査委員会は非公開 																																																		
3 条例指定の頻度	<p>・ 条例指定の頻度：年2回を基本 ※指定を受けた年の1月1日に遡って指定法人への寄附金を控除対象とする</p> <p>[標準処理イメージ]（6月と12月の場合）</p> <table border="1" data-bbox="533 1332 1444 1630"> <tr> <td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td> </tr> <tr> <td colspan="12">事前相談（随時）</td> </tr> <tr> <td colspan="6">6月指定</td> <td colspan="6">12月指定</td> </tr> <tr> <td>申請期間</td><td>縦覧</td><td>予備・本審査</td><td>⇒</td><td>法制審査</td><td>議案確定</td><td>議会</td> <td>申請期間</td><td>縦覧</td><td>予備・本審査</td><td>⇒</td><td>法制審査</td><td>議案確定</td><td>議会</td> </tr> </table> <p>※法制審査…法制担当部署による条例改正案の審査</p>	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	事前相談（随時）												6月指定						12月指定						申請期間	縦覧	予備・本審査	⇒	法制審査	議案確定	議会	申請期間	縦覧	予備・本審査	⇒	法制審査	議案確定	議会
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月																																								
事前相談（随時）																																																			
6月指定						12月指定																																													
申請期間	縦覧	予備・本審査	⇒	法制審査	議案確定	議会	申請期間	縦覧	予備・本審査	⇒	法制審査	議案確定	議会																																						
4 実績判定期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5年間（要件緩和の特例による申請は3年、初回申請はいずれも2年）とする ・ 設立後2年未満の法人は、設立の日から、直前に終了した事業年度終了の日までの期間で判定（この場合、任意団体時の実績を加えることも可） 																																																		
5 指定の有効期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則5年間の更新制（要件緩和の特例を選択した法人は、3年間の更新制） ・ 更新時は、要件を簡略化する 																																																		
6 指導・監督・取消	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定制度や神奈川県の指定制度に準じた規定を設ける ・ 法令違反が疑われる場合は、報告義務を課し、立入検査、改善勧告・命令を行う。欠格要件への該当、不正な申請、改善命令に従わない場合等は指定を取り消す 																																																		

意見書

題名	NPO法人の条例指定制度の導入に対する意見募集について		
氏名 (団体の場合は、 名称及び代表者名)			
電話番号		FAX番号	
住所 (又は所在地) *区名まで			
意見の提出日	平成 年 月 日	枚数	枚(本紙を含む)

NPO法人の条例指定制度の導入に対する意見

--	--	--	--

- お寄せいただいたご意見に対する個別回答はいたしませんのでご了承ください。
- 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ご意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

提出先

部署名	市民・こども局市民生活部市民協働推進課		
電話番号	044-200-3795	FAX番号	044-200-3912
住所	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地(本庁舎東館1階)		